

## 個人情報保護ポリシー

平成16年10月18日制定

平成26年 3月21日改正

### I 個人情報保護についての基本的方針

特定非営利活動法人ナック(以下「ナック」という)は、事業の実施に際し、会員、事業参加者(運営管理施設利用者を含む)等の方々の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の情報を取得・利用させていただいています。

ナックは、これらの方々の個人情報(個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます)の適正な保護を重要な責務と認識し、この責務を果たすために、下記の方針のもとで個人情報を取り扱います。

#### 記

##### 1. 法令遵守

個人情報保護に関する法律その他の関係法令や各種ガイドラインを遵守し、適切に取り扱います。また、適宜、取扱いの改善に努めます。

##### 2. 安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失又はき損等を防止するため、内部規程を定め管理に当たる等必要な対策措置を講じます。

##### 3. 取得・利用

個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的に従って個人情報を取り扱います。

##### 4. 第三者への開示・提供

個人情報は、法令等により一定の例外が認められている場合は除き、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供いたしません。

##### 5. 開示・訂正等

保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、追加、利用停止、消去の依頼を所定の窓口でお受けします。

## Ⅱ 利用目的

ナックが事業を行うことに伴い取得する個人情報は、下記の目的で利用させていただきます。

### 記

自然体験活動の普及啓発  
自然自然体験活動の指導者の養成確保  
自然体験活動の調査研究  
会員の登録(会費の請求を含む)  
広報紙 NACTION の配付

## Ⅲ 第三者への開示・提供

ナックは、個人情報をご本人の同意を得ることなく、第三者に対し開示または提供いたしません。

但し、以下の場合は除きます。

### 1. ご本人の同意を要しない場合

#### ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## Ⅳ 開示、訂正・追加、利用停止・消去

### 1. 開示

ナックが保有する個人情報に関して、ご自身の情報の開示をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で回答します。

### 2. 訂正・追加

ナックが保有する個人情報に関して、ご自身の情報について訂正、追加をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえで、事実と異なる内容がある場合には、合理的な期間及び範囲で情報の訂正、追加をします。

### 3. 利用停止・消去

ナックが保有する個人情報に関して、ご自身の情報の利用停止又は消去をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で利用停止又は

消去します。

これらの情報の一部又は全部を利用停止又は消去した場合、ご要望に沿ったサービスの提供ができなくなることがあります。なお、関係法令に基づき保有しております情報については、利用停止又は消去のお申し出には応じられない場合があります。

## V 開示等の受付方法・窓口

ナックの保有個人データに関する上記Ⅳのお申し出及びその他の個人情報に関するお問い合わせは、下記の宛先に電話、ファクシミリ、郵便またはEメールでお申込みください。回答に当たっては、ご本人であることの確認をさせていただいた上で、書面の交付その他の方法でご回答いたします。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がありますので、ご了承ください。その他、個人情報の取扱いに関する苦情やご意見等がございましたら下記までご連絡ください。

### 連絡先(窓口)

〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル 505 号室

特定非営利活動法人ナック個人情報係 ※受付時間 午前10時30分から午後3時30分まで

TEL: 06-4256-7178

Fax: 06-4256-7179

E-mail: nponac@myad.jp

### 附 則

この規程は、平成16年10月18日から適用する。

この規程は、平成26年 3月21日から適用する。